

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第89号	
事故等名	貨物船幸洋丸衝突(灯浮標)	
発生年月日時刻	平成21年3月11日15時08分ごろ	
発生場所	明石海峡 明石海峡航路中央第1号灯浮標 (概位 北緯34° 37.3′ 東経134° 58.9′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年4月6日神戸・地方事故調査官が海難報告書を入手し、4月17日船長から損傷状況を口述聴取し、気象・海象資料を収集 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	貨物船 幸洋丸 499トン	
船舶番号	134514	
船舶所有者等	広運株式会社	
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	左舷船尾外板に擦過傷 灯浮標は、使用に支障がない軽度の損傷	
事故等の経過	本船は、明石海峡西口に至ったところ、追越し船が接近してきたので早めに入峡しようと航路に向けて転舵したが、潮流に圧流され、平成21年3月11日15時08分ごろ、左舷船尾が明石海峡航路中央第1号灯浮標に衝突した。 当時の天気は晴れで、北西風約0.5m/s が吹き、約4ノットの東流があり、視界は良好であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、明石海峡航路に向けて転舵中に東流の潮流の影響を受けて圧流された際、操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が明石海峡航路に向けて転舵中に東流の潮流の影響を受けて圧流された際、操船を適切に行わなかったため、灯浮標に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	